

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
は、翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更等（地方課）
字の区域の変更（〃）
土地改良法による換地処分（農村整備課）

告 示

鳥取県告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中砂見地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域（平成元年四月二十日現在の地番による。）

中砂見字米原下
ノ割

中砂見字米原下ノ割のうち一四四六の二以外の区域

中砂見字榎ヶ谷

中砂見字米原下ノ割一四四六の二
中砂見字榎ヶ谷のうち一五四二の一の一部、一五四二の七
の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下砂見字笹尾一五五二の七の一部

下砂見字隠尾奥

下砂見字隠尾奥のうち七九六の二以外の区域

下砂見字笹尾口

下砂見字笹尾口のうち八一三の二及びこれと一体をなす国
有地以外の区域

下砂見字松ヶ谷

下砂見字松ヶ谷のうち八一八の一、八一九から八二三まで
及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下砂見字隠尾

下砂見字隠尾のうち一五一七の二以外の区域

下砂見字笹尾

中砂見字榎ヶ谷一五四二の一の一部、一五四二の七の一部
及びこれらと一体をなす国有地
下砂見字隠尾奥七九六の二
下砂見字笹尾口八一三の二及びこれと一体をなす国有地
下砂見字榎ヶ谷の全域
下砂見字松ヶ谷八一八の一、八一九から八二三まで及びこ
れらと一体をなす国有地

下砂見字隠尾一五二七の二
下砂見字笹尾のうち一五五二の七の一部以外の区域

廃止する字の名称
下砂見字笹ヶ谷

鳥取県告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十二月一日現在の地番による。）
大字日下部字エゲ	大字日下部字エゲのうち八七一の二、八七二の二、八七三の二以外の区域
大字日下部字保気鼻	大字日下部字保気鼻のうち八八一の二、八九〇の二、八九一の二、八九五の一から八九五の四まで、八九七の二、八九七の三、八九八の一から八九八の三まで、八九九、九〇〇の一、九〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字日下部字中	大字日下部字中實のうち一一五二の八、一一五二の一〇以下

實
外の区域

大字日下部字早畑平
大字日下部字早畑平のうち一六〇四の二から一六〇四の六まで以外の区域

大字日下部字塚原
大字日下部字エゲ八七一の二、八七二の二、八七三の二、大字日下部字保気鼻八八一の二、八九〇の二、八九一の二、八九五の一から八九五の四まで、八九七の二、八九七の三、八九八の一から八九八の三まで、八九九、九〇〇の一、九〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字日下部字早畑平一六〇四の二から一六〇四の六まで
大字日下部字塚原の全域

大字日下部字前田
大字日下部字中實一一五二の八、一一五二の一〇
大字日下部字前田の全域

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る中砂見地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取 県 【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】